

# 教育委員会定例会議事日程

令和2年3月6日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症の対応について

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

3 審議案件

教委第67号議案 横浜市立中学校における樹木の枝の落下による物損事故に係る  
損害賠償額の決定に関する意見の申出について

教委第68号議案 横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について

教委第69号議案 横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について

教委第70号議案 教職員の人事について

教委第71号議案 教職員の人事について

教委第72号議案 教職員の人事について

教委第73号議案 教職員の人事について

教委第74号議案 教職員の人事について

教委第75号議案 職員の人事について

4 報告案件

教委報第5号 横浜市立図書館資料管理規則の一部改正に関する臨時代理報告について

5 その他

## 教育委員会定例会 一般報告

### 1 市会関係

- 2/13 本会議（第2日）一般議案上程・質疑・付託、予算上程・説明
- 2/19 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）
- 2/21 本会議（第3日）一般議案議決、予算代表質疑
- 2/26 本会議（第4日）予算関連質疑、予算特別委員会設置・付託  
予算第一・予算第二特別委員会（審査日程等協議）
- 2/27 予算第一特別委員会（局別審査）

### 2 市教委関係

#### （1）主な会議等

- 2/20 教職員の働き方改革ワークショップ

#### （2）報告事項

- 新型コロナウイルス感染症の対応について
- いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

### 3 その他

## 新型コロナウイルス感染症の対応について

令和 2 年 1 月 16 日に、神奈川県より、県内で新型コロナウイルスによる肺炎患者が発生したとの通知を受けた後、現在に至るまでの横浜市教育委員会の主な対応について報告します。

### 1 第 1 期(県内での患者発生、中国からの帰国者対応)

#### (1) 感染症予防対策について

令和 2 年 1 月 16 日の神奈川県内での肺炎患者発生の神奈川県からの通知を受け、各学校に、①手洗い、うがい、マスクを着用しての咳エチケット等の通常の感染症予防対策、②児童生徒の健康観察の強化、③咳や発熱等のある場合に速やかな医療機関の受診等の指導の依頼を通知しました。

#### (2) 春節後の中国から帰国(来日)した児童生徒への対応について

その後、1 月 28 日に文部科学省から新型コロナウイルス感染症が、指定感染症に指定された旨の通知、1 月 29 日に文部科学省から春節後の中国から帰国(来日)した児童生徒等への対応についての通知、2 月 3 日及び 2 月 10 日の同通知の内容更新、2 月 10 日の横浜市の「帰国者・接触者相談センター」の開設などを受けて、1 月 29 日以降、次のような対応をしてきました。

これまでの感染症予防対策に加え、①中国(現在では、加えて韓国)から帰国された児童生徒については、保護者と連絡を密にし、2 週間はご家庭でも学校でも、より丁寧な健康観察をすること、②特に湖北省及び浙江省(現在は、加えて韓国・大邱(テグ)広域市及び慶尚北道清道郡(キョン Sampukt チョンドグン)から帰国した児童生徒については登校を控え、ご自宅での 2 週間の健康観察をしていただくこと、③ 37.5 度以上の発熱や咳などの症状がある場合には、速やかに区福祉保健センター(後には、帰国者・接触者相談センター)にご相談いただくことを学校に通知しました。なお、このような 2 週間のお休みは、欠席とはしない取り扱いとしました。また、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないよう配慮するよう併せて通知しています。

### (3) 高等学校入学者選抜について

高等学校入学者選抜については、神奈川県からの通知により、神奈川県立高等学校、横浜市立高等学校、川崎市立高等学校、横須賀市立高等学校を志願している志願者が、新型コロナウイルス感染症と診断された等により、2月に実施する検査が受検できない状況の場合に、3月に追加検査を実施することとしました。

## 2 第2期(児童生徒等に発症者が出た場合の臨時休業と卒業式開催の対応)

令和2年2月25日の文部科学省からの通知を踏まえ、令和2年2月26日、横浜市としての児童生徒等に新型コロナウイルス感染症の発症者が出た場合の対応と、卒業式の対応について、各学校に通知しました。

### (1) 児童生徒等に発症者が出た場合の臨時休業について

児童生徒、教職員、支援員等が「新型コロナウイルス感染症」を発症した場合は、当該校を2週間臨時休業とし、特別支援学校については、児童生徒等に加え、スクールバス及び左近山特別支援学校の福祉車両等の運転者、介助員等が「新型コロナウイルス感染症」を発症した場合も同様に2週間臨時休業とすることとしました。

### (2) 卒業式について

#### ア 学校内に新型コロナウイルス感染症を発症した児童生徒、教職員、支援員等がない場合

感染症対策を十分に行い、卒業式を実施することとします。具体的には、次の点に留意されるよう学校に通知しました。

- (ア) 可能な限り、予行等の事前練習を少なくする。
- (イ) 参加人数を極力抑える。(①在校生、②保護者代表(PTA会長等)を除く保護者・来賓の参加の取りやめ。)
- (ウ) 式典内容を精選し、式典全体の時間短縮を行う。(①祝辞の割愛や時間短縮、②卒業証書の授与を代表児童生徒に行う等の工夫をする。)

#### イ 児童生徒(卒業する児童生徒、在校児童生徒問わず)等が新型コロナウイルス感染症を発症した場合

当該校は、2週間の臨時休業とし、その期間内に卒業式が設定されていた場合は、卒業式は実施しません。卒業証書は、登校日時を適切に設定するなどして、児童生徒に交付します。

一方、2週間の臨時休業の期間後に卒業式が設定されていた場合には、前記アに準じて、卒業式を実施します。

### 3 第3期（横浜市立学校の全校一斉臨時休業）

#### (1)臨時休業について

令和2年2月28日文科科学省より、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる新型コロナウイルス感染症の感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校において、令和2年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間、臨時休業を行うよう要請がありました。また、併せて、卒業式等を実施する場合は、感染防止の措置を講じ、必要最小限の人数に限って開催するよう要請されました。

この通知を受け、本市としては、学校の臨時休業準備を整えたうえで、令和2年3月3日(火)から、3月13日(金)まで市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校全校を臨時休業とし、令和2年2月28日全校に通知しました。この休業期間終了後の対応については、3月9日(月)に別途通知する予定です。

#### (2)「緊急受入れ」について

この臨時休業期間中、就業等の事情、その他家庭での対応が困難な場合には、学校において緊急受入れを実施しています。対象は、①小学校低学年(1～3年生)、②小学校・中学校個別支援学級(全学年)、③特別支援学校(全学部)とし、また、受入れ時間は、通常の授業時間内としています。

なお、障害等により1人で家庭で過ごすことが実際に困難で、保護者等からお申し出があった場合は、学校が状況を確認の上、必要に応じて受入れを行っています。

#### (3)卒業式について

休業期間中に卒業式が設定されている場合には、前記「2 第2期(児童生徒等に発症者が出た場合の臨時休業と卒業式開催の対応)」の(2)記載の「卒業式について」と同様の対応となります。

#### (4)臨時休業期間中の家庭訪問等について

臨時休業期間中、学校において、教育相談や家庭での状況把握のため、家庭訪問や電話連絡等を行い、学校再開に向けた情報収集と感染症拡大防止に向けた取り組みを行い、児童生徒が安心して学校生活に復帰できる体制づくりをします。

#### (5)臨時休業期間中の健康観察について

児童生徒の保護者に向けて、臨時休業期間中、毎朝の検温、せきやだるさ等の症状の確認、発熱・せき等で医療機関を受診した場合や新型コロナウイルス感染症と診断された場合のすみやかな学校への連絡をお願いしています。

## 図書館及び博物館等の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応について

副市長通知「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針の運用について（令和2年2月28日付総緊第1255号）」に基づく、図書館及び生涯学習・歴史・文化財施設の対応は、次のとおりです。

### 1 図書館

3月2日（月）から3月15日（日）まで、市立図書館のサービスを一部に限定しています。

【提供するサービス】予約した図書の貸し出し、図書の返却、図書の予約受付等

【休止するサービス】閲覧席、学習室など閲覧エリアへの立入を禁止

※開館時間の変更はありません。3月16日（月）は施設点検のため全館休館。

### 2 生涯学習、歴史・文化財施設等

施設名	閉館期間
㊦横浜開港資料館	2月29日（土）～3月16日（月）
㊦横浜都市発展記念館	
㊦横浜ユーラシア文化館	
㊦工房（横浜市歴史博物館隣接大塚・歳勝土遺跡公園内）	
㊦横浜市三殿台考古館	3月2日（月）～3月16日（月）
横浜市八聖殿郷土資料館	
埋蔵文化財センター	
㊦横浜市社会教育コーナー	3月2日（月）～3月15日（日）
㊦横浜市少年自然の家（赤城林間学園、南伊豆臨海学園）	3月3日（火）～3月15日（日）

㊦：指定管理施設

※歴史博物館は3月31日（火）まで工事のため休館中

### 3 図書館及び生涯学習文化財課が主催するイベントの中止・縮小等

イベント名	対応	日付	想定 来場者数	主催
横浜市読書活動推進ネットワーク フォーラム@戸塚	中止	2月22日（土）	800人	生涯学習文化財課
津村記久子トークショー「書くこと、考えること」	中止	3月7日（土）	180人	山内図書館

※このほか、市立図書館主催の3月末までのイベントは、延期または中止。

おはなし会等の子ども向けイベントは中止。ボランティア講座等大人向けイベントは延期または中止。

※3月末までの、ふるさと歴史財団主催の12のイベント・講座、横浜市社会教育コーナー主催の6つのイベントは中止。

### 4 指定管理施設（上記「㊦」の施設）の減収に伴う対応

政策局通知に基づき、2月18日（火）から3月15日（日）の期間において、次の事由に該当する場合、原則として本市が負担します。

- ・利用料金を返還したことによる収入の減少
- ・今後の利用ができなくなったことによる収入の減少
- ・指定管理者が主催するイベント等を中止したことによる指定管理者の実損失額

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる  
重大事態の調査結果について（報告）

横浜市いじめ問題専門委員会及び学校いじめ防止対策委員会から、調査報告書が提出されましたので、報告します。

■報告件数

3件

※29年12月15日に策定した「公表ガイドライン」に基づき、別紙のとおりいじめ重大事態に関する調査結果をホームページに掲載し、公表します（掲載期間：6か月）。

■いじめ重大事態対処のための調査件数

（単位：件）

調査主体	校種	調査中	調査終了
学校（専門的知識を有する第三者を加える）	小学校	2→1	3→4
	中学校	2	4
	高校	0	0
	特別支援学校	0	0
教育委員会（横浜市いじめ問題専門委員会）	小学校	5→4	5→6
	中学校	1→0	1→2
	高校	0	0
	特別支援学校	0	0
合計		10→7	13→16

件数はいじめ防止対策推進法施行後（H25～）※調査終了3件

■参考 いじめ重大事態への対処

【いじめ防止対策推進法第28条第1項】

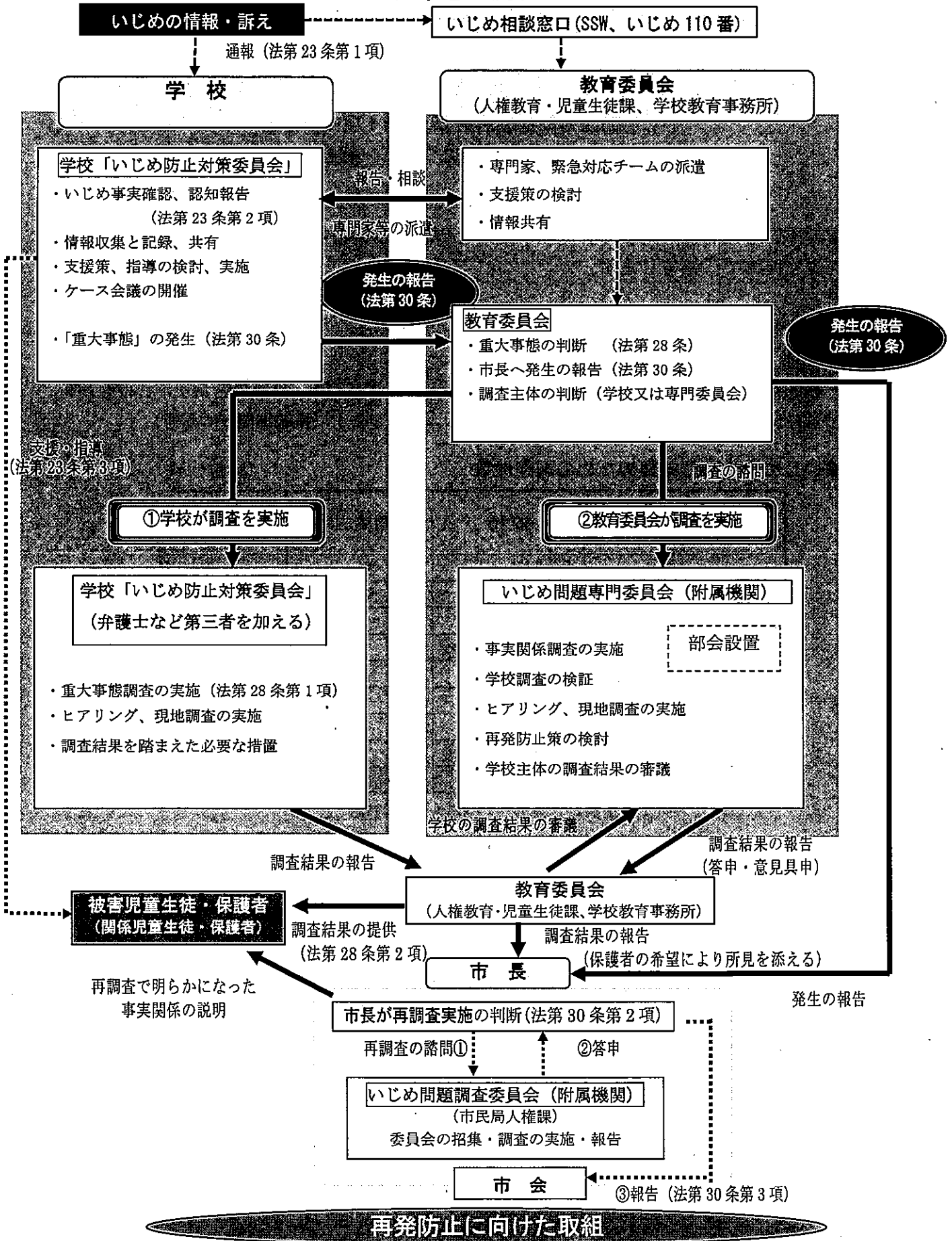
学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（附帯決議）

- 五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

●いじめ重大事態の流れ●





当日配布された以下の資料は、「いじめ重大事態に関する調査結果等について」  
(URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20180228151232.html>)に掲載  
しています。

※公表ガイドライン（平成 29 年 12 月 15 日策定）に基づき、ホームページ上、  
掲載期間は6か月となります。

**【当日配布資料】**

- ・いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について  
（m 中学校）【公表版】
- ・いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について  
（n 小学校）【公表版】
- ・いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について  
（o 小学校）【公表版】

教委報第5号

横浜市立図書館資料管理規則の一部改正に関する臨時代理報告について

横浜市立図書館資料管理規則の一部改正については、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年2月14日教育長において臨時代理を行ったため、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和2年3月6日提出

教育長 鯉淵 信也

#### 報告理由

横浜市立図書館資料管理規則の一部改正については、急施を要し、教育委員会会議を開くいとまがなかったことから、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和2年2月14日教育長において臨時代理を行ったため、同条第3項の規定により次のとおり報告する。

横浜市立図書館資料管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 21 日

横浜市教育委員会  
教育長 鯉 淵 信 也

横浜市教育委員会規則第 3 号

横浜市立図書館資料管理規則の一部を改正する規則

横浜市立図書館資料管理規則（平成 21 年 3 月横浜市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 52 条第 2 項」を「第 52 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市立図書館資料管理規則の一部改正に関する臨時代理報告について

1 趣旨

横浜市物品規則の一部改正（令和2年1月29日施行）に伴い、横浜市立図書館資料管理規則の一部を改正します。

2 施行年月日

令和2年2月21日

3 臨時代理報告となった理由

横浜市物品規則の一部改正の施行が令和2年1月29日であり、同規則を根拠とする横浜市立図書館資料管理規則についても速やかに改正が必要なことから、教育委員会を開催するいとまがなく、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和29年2月横浜市教育委員会規則第1号）第3条第2項の規定に基づき、教育長の臨時代理により決定したものです。

4 横浜市立図書館資料管理規則の改正箇所

横浜市物品規則第52条第1項の廃止により、同条第2項が第1項に改正されたことに伴い、横浜市立図書館資料管理規則第1条中「第52条第2項」を「第52条第1項」に改めます。

改正前	改正後
(目的) 第1条 この規則は、横浜市物品規則(昭和31年3月横浜市規則第33号) <u>第52条第2項</u> に基づき、図書館資料の出納及び保管について定め、併せて図書館資料の適正な管理を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、横浜市物品規則(昭和31年3月横浜市規則第33号) <u>第52条第1項</u> に基づき、図書館資料の出納及び保管について定め、併せて図書館資料の適正な管理を図ることを目的とする。

(参考) 横浜市物品規則の改正箇所(関係部分のみ抜粋)

改正前	改正後
(特例) 第52条 <u>収入証紙については、横浜市収入証紙条例(昭和39年3月横浜市条例第10号)及び横浜市収入証紙条例施行規則(昭和39年3月横浜市規則第28号)の定めるところによる。</u> 2 横浜市立図書館に属する図書の出納及び保管については、第3章及び第4章の規定に関わらず、教育委員会規則で別段の定めをすることができる。	(特例) 第52条 (削除) 横浜市立図書館に属する図書の出納及び保管については、第3章及び第4章の規定に関わらず、教育委員会規則で別段の定めをすることができる。